

前文

音楽療法士の資格認定制度は、一般社団法人日本音楽療法学会が、認定音楽療法士を名乗る者に対して音楽療法実施に関する知識と技能を有していることを証明する制度である。

音楽療法は医療、福祉、教育の場に限らず幅広い現場で実施されている。そして、現場を取り巻く社会状況や科学技術は常に変化し続けている。認定音楽療法士はクライアントの福祉と権利を擁護するため、これらの変化に合わせて研鑽し、成長し続けることが求められている。

資格更新制度は、認定音楽療法士としてクライアントのために知識と技能を学び続けている者であることを、日本音楽療法学会が証明する制度である。この資格更新制度を通して認定音楽療法士としての学びが継続されることを、学会として期待するものである。

認定音楽療法士 資格更新規則

第1条 認定音楽療法士は、認定資格を継続するために、資格認定後も一般社団法人日本音楽療法学会（以下本学会）の正会員を継続し、原則5年ごとに資格更新申請の手続きを行うものとする。

第2条 資格更新申請に際しては、更新申請時の前年度の年会費を納めていること。

第3条 認定音楽療法士が資格更新するためには、資格の有効期限前年の9月30日までに資格更新規則細則第3条に基づいてポイントを取得し、必要書類とともに定められた申請期間内に申請する必要がある。

第4条 前項によるポイントが不足する場合は、認定音楽療法士資格更新猶予規定に基づいて、猶予申請をすることができる。

第5条 定められた期日までに資格更新申請の手続きが行われない場合は、認定音楽療法士資格を放棄したものとみなされる。その場合、失効後に「認定音楽療法士」の呼称を使用することはできない。

第6条 認定音楽療法士資格を失った者が資格の再取得を希望する場合は、「音楽療法士認定規則（面接試験）」に基づいて再取得することができる。

第7条 本規則の改廃は、常任理事会の審議を経た後、本学会理事会において出席者2分の1以上の議決によりこれを行う。

- 附 則
1. 本規則は1998年9月27日より施行する
 2. 本規則の改訂、改定においてはその適用開始日を表紙に記す

認定音楽療法士 資格更新規則細則

第1条 本細則は、一般社団法人日本音楽療法学会（以下本学会）の制定する認定音楽療法士資格更新規則第3条に基づきこれを定める。

第2条 更新ポイントは、以下のふたつの群において取得することとし、その詳細および取得できるポイント数は別表の「更新ポイントが取得できる機会と必要書類」にて定める。

I群：学術大会参加および運営、講習会（資格更新指定講座含む）の受講に係る機会

II群：研究発表、シンポジウム等での話題・事例提供、講習会講師、研究論文投稿等に係る機会

第3条 資格の更新には、以下の①～④全てを満たす必要がある。

① I群とII群において合計30ポイント以上、もしくはI群のみで30ポイント以上取得すること

② I群の項目1と2の両方を必ず含むこと

③ I群の項目2に関しては本学会が指定する資格更新指定講座を2講座以上受講していること

④各ポイント取得機会に関するポイントを申請する際は、そのポイントを証明できる必要書類を必ず添付すること

附則

1、改定更新規則適用後の移行期間に関する規定

1) 移行期間の設定

本更新規則は2025年度の資格更新より適用するが、2029年度の更新までは更新をしようとする者に不利益が生じないように移行期間として期間限定の措置を設けることとする。

2) 移行期間の措置

①移行期間においては、本細則において取得したポイントに加えて、旧細則（2025年3月31日まで適用させる細則のI群からIV群）で取得したポイントをそのまま合算することができる。

②前項の措置によって計算されたポイント合計が30ポイント以上で更新可能とする。

③ポイント取得を証明するための必要書類等は本細則・旧細則それぞれに記されている通りとする。

④移行期間においても資格更新指定講座2講座以上の受講を必須とする（資格更新指定講座については附則2を参照）。

2、資格更新指定講座に関する規定

1) 資格更新指定講座は本学会が指定するものとする。

2) 資格更新指定講座を実施する際には当該講座の案内に「資格更新指定講座」と表記する。

3) 資格更新指定講座は認定音楽療法士資格の有効期限前年の9月30日までに認定音楽療法士「資格更新規則細則」第3条③の通り受講しなければならない。

別表：更新ポイントが取得できる機会と必要書類

※すべての項目については開催形態が対面・オンラインに関わらず同ポイントを取得できるものとする

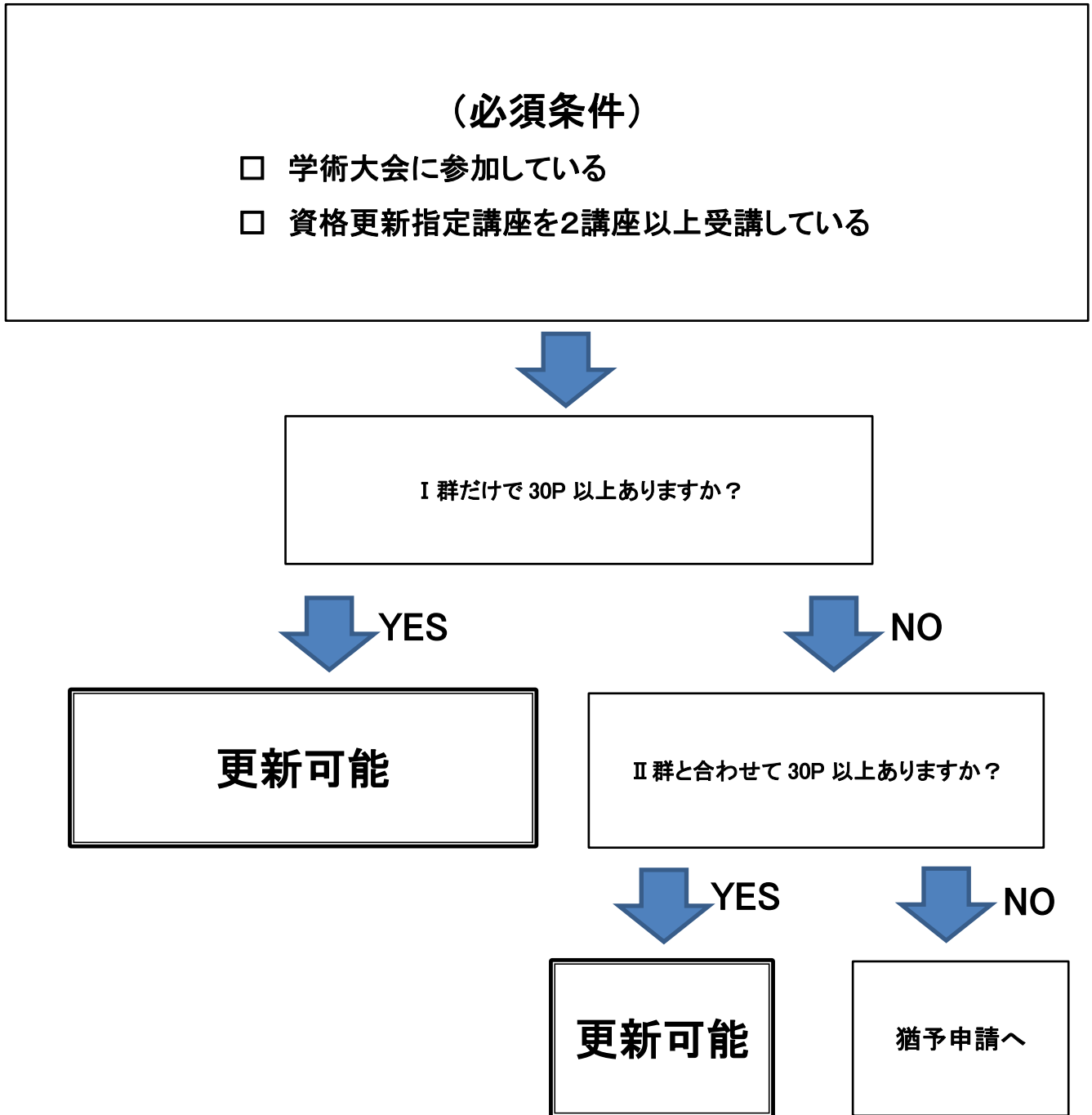
I 群：学術大会参加および運営、講習会（資格更新指定講座含む）の受講に係る機会

主催	項目	内容	ポイント数	必要書類
本学会 各支部	1	学術大会への参加	全国大会：6P 支部大会：3P	参加証明書
	2	講習会（研修会・ワークショップ等）、事例検討会への参加や受講 ※資格更新指定講座2講座以上の受講を必ず含むこと	90分以上180分未満：2P	受講証
	3	学術大会の実行委員 ※学術大会参加ポイントとの併用はできない	全国大会：6P 支部大会：3P	抄録集（要旨集）記載の実行委員会組織図のコピーや実行委員証明書
世界音楽療法連盟	4	学術大会への参加	5P	参加証明書
	5	講習会（研修会・ワークショップ等）の受講	5P	受講証
本学会登録団体	6	登録団体が主催する各支部認定の講習会（研修会・ワークショップ等）の受講	90分以上180分未満：1P	受講証

Ⅱ群：研究発表、シンポジウム等での話題・事例提供、講習会講師、研究論文投稿等に係る機会

主催/発行元	項目	内容	ポイント数	必要書類
本学会 各支部 世界音楽療法連盟	7	学術大会における研究発表の筆頭演者（ポスター含む） ※現地での発表（オンライン含む） 完了をもってポイント付与となる	8P	プログラム等のコピー、もしくは発表証明書
	8	講習会（研修会・ワークショップ等）の講師	8P	プログラム等のコピー
	9	シンポジウムおよび自主シンポジウムの企画者、シンポジスト、話題提供者、指定討論者、公募ワークショップの企画者	8P	プログラム等のコピー
本学会 世界音楽療法連盟	10	学会誌への投稿	原著・総説：10P 小論文・特集記事：6P 資料・書評：3P 共同執筆者：一律 1P	目次、タイトルと筆者がわかる箇所のコピー
各支部 本学会登録団体	11	研究誌への投稿 ※更新審査時に該当する研究誌等の投稿規定、倫理要綱等を審査し、ポイント取得の認否を判断する	原著・総説：5P 小論文・特集記事：3P 資料・書評：2P 共同執筆者：一律 1P	目次、タイトルと筆者、投稿規定、倫理要綱がわかる箇所のコピー
本学会登録団体	12	登録団体が主催する各支部認定の講習会（研修会・ワークショップ等）の講師	5P	プログラム等のコピー

資格更新のフロー



移行期間における資格更新の措置

移行期間：2025 年度の更新～2029 年度の更新

(必須条件)

- 学術大会に参加している
- 資格更新指定講座を2講座以上受講している

新規則(細則)の I 群・II 群のポイント

旧規則(細則)の I 群～IV 群のポイント

取得したポイント数をそのまま反映し合算する
※新規則だけで 30 ポイント以上あるならば合算しない

合計30P 以上ありますか？

YES

NO

更新可能

猶予申請へ

認定音楽療法士 資格更新猶予規定

第1条 本規定は、一般社団法人日本音楽療法学会の制定する認定音楽療法士資格更新規則第4条に基づき、資格更新の猶予について定める。なお、猶予期間内に更新規則細則第3条に定められた条件を満たせなかった場合、認定音楽療法士資格は失効し「認定音楽療法士」の呼称を使用することはできない。

第2条 猶予の対象を次の2つとする。

- 1.更新申請時点でポイント不足や必須項目の不足が明らかになった場合、または申請期間内に申請したポイントの不足や書類不備などにより不合格になった場合
- 2.申請者本人の長期療養、出産・育児、介護、海外在住、および経済的な理由（災害等）により申請が不可能な場合

第3条 第2条1の場合は、次のように措置する。

- 1.定められた期日までに猶予申請書を提出する。
- 2.提出された猶予申請書は、資格更新委員会で検討し猶予の可否を決定する。
- 3.猶予は一更新期間中、1回に限り認められる。
- 4.猶予期間は1年間とする。
- 5.猶予期間中は、「認定音楽療法士」を呼称することができる。
- 6.次回更新は、猶予後の更新年度から5年後とする。

第4条 第2条2の場合は、次のように措置する。

- 1.定められた期日までに、申請理由を証明する書類と猶予申請書を提出する。
- 2.提出された猶予申請書は、資格更新委員会で検討し猶予の可否を決定する。
- 3.猶予は一更新期間中1回に限り認められる。
- 4.猶予期間は2年間とする。
- 5.2年間の猶予申請後、その猶予期間を短縮し1年とする場合は、短縮した更新年度の資格更新申請受付期間中に資格更新手続きを完了すること。もし期日までに申請が完了しなかった場合は予定通りの猶予期間とする。
- 6.猶予期間中は、「認定音楽療法士」を呼称することができる。
- 7.次回更新は、猶予後の更新年度から5年後とする。